

第3回阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会次第

日 時 令和6年2月9日（金）

午後1時30分～午後3時30分（予定）

場 所 阿久比町役場1階 会議室101

1 あいさつ

2 議事

- (1) 現状の再確認
- (2) 使用料改定の検討方針
- (3) 使用料改定の検討結果
- (4) 今後の予定

3 その他

第3回阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会委員名簿

委員氏名	役職名	備考
さいとう ゆり え 齊藤由里恵	中京大学 経済学部 准教授	第1号委員
たけうち よし き 樹 竹内祥樹	税理士、町監査委員	
おぎ はら みつ お 荻原光雄	水道又は下水道使用者	第2号委員
ごとう ゆ き こ 子 後藤由希子	水道又は下水道使用者	
やまもと み ほ 山本みほ	水道又は下水道使用者	
にい み せい じ 司 新美清司	水道又は下水道使用者	
みなみ しゅう 修 南	水道又は下水道使用者	
さいとう さ ゆ り 合 齋藤小百合	水道又は下水道使用者	
やまうち ただ か ず 和 山内ただかず	水道又は下水道使用者	
こんどう み ね こ 子 近藤美根子	水道又は下水道使用者	
いま づ て っ じ 次 今津哲次	阿久比町商工会 会長	第3号委員

委員任期

令和5年10月30日～

(敬称略)

事務局

氏名	所属・役職	備考
おの でら てつ や 哉 小野寺哲哉	建設経済部 部長	役場職員
やまだ けん ご 悟 山田健悟	建設経済部 上下水道課 課長	役場職員
たば 畑 だい す け 介 田畑大介	建設経済部 上下水道課 下水道係長	役場職員
みず の み き ひ と 人 水野幹人	建設経済部 上下水道課 上水業務係長	役場職員
やまぐち きょう へい 平 山ぐち恭平	建設経済部 上下水道課 主査	役場職員
さ こう りょう た 太 酒向亮太	建設経済部 上下水道課 主事	役場職員

用語の説明

用 語	説 明	主な記載 ページ
二部使用料制	<p>基本使用料と従量使用料から構成される使用料体系を指します。</p> <p>基本使用料は、使用水量の有無に係りなく賦課されるものです。従量使用料は、使用水量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの価格により算定し賦課されるものです。</p>	P. 2
累進使用料制	<p>使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系を指します。</p>	P. 2
基本水量制	<p>一定の水量の範囲内において従量使用料を賦課せず、定額の基本使用料のみを賦課するものです。</p>	P. 2
固定費	<p>使用水量及び使用者数の多寡に係りなく下水道施設の規模に応じて固定的に必要とされる経費であり、一般的には資本費、電力料金の基本料金、人件費の基本給部分等がこれに当たります。</p> <p>本町では、人件費や減価償却費等がこれに当たります。</p>	P. 8
需要家費	<p>使用水量の多寡に係りなく下水道施設の規模に対応して増減する経費であり、一般的には使用料徴収関係経費等がこれに当たります。</p> <p>本町では、委託料の一部がこれに当たります。</p>	P. 8
変動費	<p>主として使用水量の多寡に応じて変動する経費であり、一般的には動力費の大部分、薬品費等がこれに当たります。</p> <p>本町では、光熱水費や備消耗品費等がこれに当たります。</p>	参考に記載 (今回資料では記載なし)
長期前受金戻入	<p>償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延勘定）に計上した上で、減価償却見合分を、順次収益化します。この収益化された部分が長期前受金戻入となります。</p>	P. 11
公費負担分	<p>基本的に雨水に係るものは公費、汚水に係るものは私費で負担となりますが、汚水に係るものの全部または一部（分流式下水道等に要する経費）は公費負担となります。</p> <p>この部分を除いた費用が使用料の対象経費となります。</p>	P. 11
経費回収率	<p>使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。本指標については、100%以上であることが必要です。</p>	P. 15